

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
豊かな自然と産業が調和する“元気な鹿沼”まちづくり計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
栃木県、栃木県鹿沼市
- 3 地域再生計画の区域
鹿沼市の全域

- 4 地域再生計画の目標

鹿沼市は、平成18年1月1日、隣接する栗野町と合併し、人口約10万4千人、面積490.62km²の規模を有する広大な地域となった。本市は、栃木県の中西部に位置し、日光連山からの豊かな自然が連続し、昔ながらの風景を残す丘陵の樹林地や県内有数の清流である大芦川などがあり、市域の約68%を占める緑の空間が広がっている。特に、西北部の山林地帯は、前日光県立自然公園に指定され、古峰ヶ原神社、井戸湿原及び前日光牧場など美しい景観を形成すると共に、優良な森林資源を供給し、古くから林業・木工業を基幹とする「木工のまち」として発展を遂げてきた。さらに、栃木県は、林業の担い手育成と林業体験を目的として、栃木県21世紀林業創造の森を平成12年にオープンさせ、林業の一層の振興を図ることとした。

また、園芸用土「鹿沼土」を利用したサツキ等の花木栽培やイチゴ（とちおとめ）・ニラ等、施設園芸作物の全国有数の産地が市南部に広がり、首都圏への一大食糧供給基地となっている。市では、地元で調達できる材料を元につくられた優良な特産物・商品について、独自に「かぬまブランド」認定制度を設け、全国的なPR活動を積極的に展開しているが、昨今の経済状況や消費者ニーズの変化等により、木工関連地場産業の低迷等、地域経済は深刻な問題に直面しており、東京から約100kmという地理的優位性や特色を活かし、更なる産業の活性化が急務の課題となっている。

さらに、鹿沼インターチェンジ周辺においては、流通の拠点であるとちぎ流通センターや鹿沼工業団地・鹿沼木工団地等の産業関連施設のほか、栃木県運転免許センター、市民のスポーツ振興の拠点となるフォレストアリーナ、レクリエーションの場としての自然の森総合公園や花木センター等、多種多様な施設が集積しており、合併後の市民の交流促進を図る上でも、当地域へのアクセス機能の強化を図らなければならない。

山間地域においても、後継者不足による高齢化の急速な進行や市街地との生活利便性の格差是正等の問題が深刻であり、地域の主要産業である林業の活性化をはじめ、市内の各拠点施設（学校、病院等）へのアクセスを確保し、地域社会の発展と定住化促進を図ることが重要な課題となっている。

こうしたことから、本市では、豊かな自然を背景に、そこに暮らす市民一人ひとりが、活力ある産業を育て、元気に、そして、お互いに助け合いながら、安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、新鹿沼駅を中心とした都市再生整備計画と合わせながら、地域の再生計画を策定することとする。

具体的な施策として、地域産業の活性化と地域間の連携を図るため、市道の整備を実施するとともに、市街地においては、新鹿沼駅を中心とした都市空間を形成し、利便性を向上させることにより、各レクリエーション施設へのネットワークを形成し、交流人口を10%増加（年間利用者20万人 22万人へ）させる。また、市主催の

各種イベント（さつきまつり、泣き相撲等）の開催時においては、積極的に、「かぬまブランド」認定品である、さつき、いちご、にら等をPRし地元産業の活性化を図る。林業においては、林道の利用区域内森林における間伐等の森林整備を10%実施し、林業の振興と地域環境の改善を図ることを目標とする。

目標1 とちぎ流通センターへのアクセス機能の強化
（市街地から流通業務団地へのアクセス時間約3分短縮）

目標2 交流人口の増加（自然の森総合公園、栗野総合運動公園など）
（従来値の10%増 年間利用者20万人から22万人へ）

目標3 森林整備の推進
（林道の利用区域内森林における森林整備10%実施）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市民の多様な都市活動を支えるためには、都市間・地域間を結ぶ交通ネットワーク形成し、さまざまな分野で地域間の連携を図ることが必要である。また、人々の生活の場であるコミュニティや文化、経済活動の拠点となる地域の核を形成させ、なおかつ周辺の自然的景観に調和した都市空間を確保することも重要である。

その中で、新鹿沼駅周辺においては、各種交通を円滑にすると共に、利用者の利便性を向上させ、豊かな自然を生かした快適な居住空間を形成する。

また、本市東部に位置するとちぎ流通センターにおいては、都市基盤となる商工業施設や栃木県運転免許センターのほか、フォレストアリーナや自然の森総合公園など余暇時間の有効活用のための施設が充実しているため、市道0355号線を改築整備することによりアクセス機能の強化を図る。加えて、同様に市道7037号線及び市道7049号線については、工業団地内の道路を修繕することにより本来の機能を回復させ、道路交通の安全性を確保する。

また、旧栗野地域においては、市道0103号線を改築整備することにより、栗野総合運動公園や中学4校が統合された栗野中学校などの各施設へのアクセス機能の改善を図り、県道及びその他の市道への道路ネットワークを構築する。

さらに、林道真上男丸柏木線を整備することにより、森林整備を確保し、森林の多面的な機能の増進を図るとともに、旧栗野町と隣接する西方町を連携し、地域間の交流を促進する。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別紙の整備箇所を示した図面による。

・市町村道：道路法に規定する市町村道に昭和57年3月15日、昭和62年3月30日に認定済み。

・林道：森林法による渡良瀬川地域森林計画(平成13年樹立)に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

・市町村道（鹿沼市） 鹿沼市

・林道（鹿沼市） 栃木県

[事業期間]

- ・市町村道（平成18～22年度）、林道（平成20～22年度）

[整備量および事業費]

- ・市町村道 3.5 km、林道 1.2 km
- ・総事業費 853,600千円（うち交付金 426,800千円）
（内訳）市町村道 613,600千円（うち交付金306,800千円）
林道 240,000千円（うち交付金120,000千円）

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「豊かな自然と産業が調和する“元気な鹿沼”まちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- 1) 東武新鹿沼駅を中心にオープンスペースの確保や周辺の自然に調和した景観作りを行う。
- 2) 駅周辺地区への来街者の増加を図るため、バリアフリー対策により安全でゆとりある歩行者空間を確保する。
- 3) 無秩序な市街地開発を抑制するため、周辺の自然的景観資源を活かしながら都市基盤整備を行い、快適な居住環境の形成を図る。

6 計画期間

平成18年度～平成22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

鹿沼市は、4に示す地域再生計画の目標について計画終了後に必要な調査を行い、状況の把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し